

# 草津市養育支援ヘルパー派遣事業委託業務仕様書

## 1 業務名等

- (1) 業務名 草津市養育支援ヘルパー派遣事業委託業務
- (2) 履行場所 草津市内一円
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月31日まで

## 2 事業の趣旨

この事業は、保護者の養育を支援することが必要な家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行い、保護者の負担軽減、児童の健全な育成、虐待の未然防止を図ることを目的とする。

この目的を達成するため、ホームヘルパーの派遣について、適切な実施が確保できると認められる事業者に委託して実施するものである。

## 3 事業の対象となる家庭

小学校就学の始期に達するまでの児童を養育する家庭で、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる家庭または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる家庭（以下「要支援児童等家庭」という。）

## 4 委託事業者となる要件

委託事業者は、次のすべての要件を満たす事業者であること。

- (1) 法人格を有し、原則、草津市内に事務所・事業所を有していること。
- (2) 子育て支援ができるホームヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を確保していること。
- (3) ヘルパーは、次のすべての要件を満たしていること。
  - ① 保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、児童指導員、介護福祉士または介護所職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）以上のいずれかの資格を有すること。
  - ② 子育て経験者もしくは子育てに関する事業に従事した経験者であること。
  - ③ 心身ともに健全であること。
  - ④ 家事または育児に関する援助を誠実かつ適切に提供できる資質と能力を有すること。
  - ⑤ 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
    - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
    - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

## 5 その他の要件

- (1) 委託事業者は、ヘルパーに対して、資質の向上および個人情報保護に関する必要な研修を実施しなければならない。
- (2) 委託事業者は、ヘルパーに対し、年1回以上の定期健康診断を実施するものとする。

## 6 委託業務の内容

- (1) 委託事業者に依頼する内容は、派遣対象者への育児および家事に関する援助（以下「サービス」という。）で、別表に掲げる内容とする。  
市は、要支援児童等家庭でヘルパー派遣が必要と認められた家庭における養育者（以下「派遣対象者」という。）に対して派遣を決定する。
- (2) 市は派遣対象者の意向をふまえ、委託事業者の中から実際に派遣する事業者（以下「派遣事業者」という。）を決定し、派遣依頼の通知をする。派遣事業者と市で、申請者宅を訪問し、サービスの利用開始に必要な調整をあらかじめ行うものとする。
- (3) サービスの制限等について
  - ① サービスを行う時間数は、1日2回までとし、1回につき2時間以内とする。
  - ② サービスの提供日は、土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）以外とする。
  - ③ サービスの提供時間帯は、午前7時から午後7時までとする。
- (4) サービスの提供等について
  - ① 派遣事業者およびヘルパーは事業の目的を達成するために、誠実かつ適切にサービスを提供するものとする。
  - ② ヘルパーは、サービスを提供するときは、派遣事業者が発行する身分証明書を常に携行し、派遣対象者に対してサービスを行う前に提示する。
  - ③ ヘルパーは、サービスを完了したときは、養育支援ヘルパー派遣確認書により、派遣対象者にサービスを完了した旨の確認を受ける。
  - ④ 市は、派遣事業者およびヘルパーに対して、ヘルパー派遣実施状況について、随時確認、調査できるものとする。
- (5) 委託料の請求、支払について
  - ① 派遣事業者は、委託料の請求を行うときは、ヘルパー派遣確認書を添付して、毎月末日の締めでの委託料請求書を翌月10日までに市に提出し、請求する。
  - ② 市は前項の請求書を受理したときは、30日以内に委託料を支払う。

## 7 事故の対応について

委託業務の実施について生じた事故については、派遣事業者は誠意をもって解決するものとし、派遣事業者はその責を期する理由により、利用者または第三者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

## 8 個人情報保護の遵守について

委託事業者およびヘルパーは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、条例、その他関係法令の規定、草津市情報セキュリティポリシーの趣旨を遵守し、正当な理由がなく委託業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 9 その他の事項

### ・ 環境配慮の周知について

受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。

（参照）

草津市ホームページー暮らし・手続きー環境ー草津市環境基本条例

また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。

### ・ 熱中症の予防について

本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。

- ・ 高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。
- ・ 無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。
- ・ スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講じること。

参照：草津市ホームページー暮らし・手続きー防犯・安心・安全ー熱中症予防

### ・ 業務の実施にあたっては、契約書、仕様書に定めるほか、「草津市養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱」その他関係規則、法令の定めるところによるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

### ・ 草津市の発注する物品の購入、役務の提供等（物品の買入れ、貸借、財産の売払い、その他役務提供、業務委託（建設工事等にかかる業務委託を除く。))における暴力団員等による不当介入の排除について

1 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により草津警察署に届け出るとともに、担当職員等に報告するものとする。

（通報書については、草津市ホームページ（事業者向けー入札・契約ー規則等ー物品の購入等における不当介入に対する通報・連絡について）に掲載）

別表

サービス区分	サービスの内容
1 家事に関するもの	ア 食事の準備、片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 家事に関する簡易な相談助言 カ その他必要と認める家事援助 (庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。)
2 育児に関するもの	ア 授乳、離乳食の準備及び介助 イ おむつ交換 ウ もく浴介助 エ 育児に関する簡易な相談助言 オ その他必要と認める育児援助 ①対象乳児の兄姉(就学前)の育児、送迎 ②対象乳児の通院等の介助 ③母通院等における対象乳児の預かり
備考	サービス時間の積算は次のとおりとする。 ① 暦月単位で時間を集計する。 ② ①で集計した時間に1時間未満が発生した場合は、下記のとおり端数処理を行う。 ● 15分未満は切捨て(=0時間) ● 15分以上30分未満は15分(=0.25時間) ● 30分以上45分未満は30分(=0.5時間) ● 45分以上60分未満は45分(=0.75時間) ③ 委託料については、①および②で積算した合計時間に、時間単価を乗じ算出する。